

ご存じですか？

借入している保証付融資について
経営者保証を解除したい

経営者保証を提供せずに
資金調達がしたい



経営者保証が不要な保証制度があります！

宮崎県信用保証協会では、「経営者保証に関するガイドライン(以下、経保GL)」の趣旨を踏まえ、経営者の個人保証(以下、経営者保証)を不要とする取扱いを積極的に推進しています

経営者保証を不要とする取扱いの3類型

保証料率
上乗せ
なし

①金融機関連携型

要件	1. 経保GLにおいて定める「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」「法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと」「法人から適時適切に財務情報等が提供されていること」を確認できる法人であること 2. 申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある、またはプロパー融資を同時実行すること 3. 財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たしていること
対象保証制度	全ての保証制度

②財務型

… 経保GL「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る」を満たす

要件	特定社債保証制度の申込資格要件(適債基準)を満たしていること
対象保証制度	財務要件型無保証人保証制度

③担保充足型

… 経保GL「経営者等から十分な物的担保の提供がある」を満たす

要件	申込人または経営者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られること
対象保証制度	全ての保証制度

3類型に該当しない・経保GLを一部充足しない場合

保証料率
上乗せ
あり

経保GLの要件のすべてを充足していない場合でも、一定の要件を満たした場合に保証料率を上乗せすることを条件に保証人による保証を提供しないことを中小企業者が選択できるようになりました(令和6年3月15日～)

④事業者選択型経営者保証非提供制度

要件	1. 過去2年間(法人の設立から2年経過していない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること 2. 直近の決算において代表者等への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと 3. 直近決算において債務超過でないこと、または直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと 4. 上記1および2の要件について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること 5. 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること
対象保証制度	全ての保証制度(無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険)
保証料率の上乗せ	制度所定の保証料率に、上記3の両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合または法人設立後2事業年度の決算がない場合は0.45%上乗せ ※高鍋町・新富町・木城町・都農町・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町の町融資制度を利用の場合、上乗せ保証料率の全部を町が補助します

⑤事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

要件	上記④と同様
対象保証制度	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(無担保保険のみ) 宮崎県中小企業融資制度 経営者保証非提供促進貸付
保証料率の上乗せ	上記④と同様 ※本制度を利用の場合、上乗せ保証料率の一部を国が補助します(令和9年3月31日まで)

⑥スタートアップ創出促進保証制度(SSS保証)

宮崎県中小企業融資制度 創業、新分野進出支援貸付(創業非提供)

保証料率
上乗せ
あり

ポイント	- 創業時の資金調達の際に、経営者保証を不要とするための制度です(創業時だけでなく、法人設立後5年未満の創業者まで利用が可能です) - 協会所定の創業関連保証の信用保証料率に0.20%を上乗せすることで、経営者保証を不要とすることができます - 宮崎県中小企業融資制度 創業、新分野進出支援貸付(創業非提供)をご利用の場合、宮崎県による保証料の一部補助があります
要件	- これから法人を設立する創業予定者、法人設立後5年未満の創業者及び法人成り企業(個人創業時代から5年未満)であること - 税務申告1期末終了の創業者については創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること

⑦事業承継特別保証制度

宮崎県中小企業融資制度 事業承継貸付(事業承継特別対策、〃(連携))

保証料率
上乗せ
なし

ポイント	- 事業承継時に経営者保証を不要とするための制度です - 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合、通常より低い保証料率が適用されます
要件	- 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人または令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており事業承継日から3年を経過していない法人であること - 資産超過であること - EBITDA有利子負債倍率が基準値以内であること - 法人・個人の分離がなされていること - 返済緩和している借入金がないこと

⑧プロパー融資借換特別保証制度

保証料率
上乗せ
なし

ポイント	申込金融機関のプロパー融資で経営者保証を提供している中小企業者であって、一定の財務要件等を満たす場合、プロパー融資を借換する際に経営者保証を不要とした取扱いができます
要件	- 申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けていること - 資産超過であること - EBITDA有利子負債倍率が基準値以内であること - 法人・個人の分離がなされていること - 返済緩和している借入金がないこと

既存の保証付融資について経営者保証の解除を希望する場合

	解除方法		保証料率の上乗せ
	条件変更	新規保証 申込による 借換	
①金融機関連携型の要件を満たす場合	○	○	なし
②財務型 ③担保充足型の要件を満たす場合	×	○	なし
④事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たす場合	×	○	あり

Point
金融機関連携型
の場合のみ
条件変更が可能

相談・お問い合わせ窓口

経営者保証を不要とする取扱いに関するご相談をはじめ、創業や事業承継、経営支援など、様々なご相談を承ります。お気軽にお問合せください。

● 保証部 0985-24-8253 ● 経営支援部 0985-89-0022



公式LINEを始めました
友達登録をお願いします

